



埼玉協第342-3号
令和3年9月14日

各市町村スポーツ少年団本部長 様
各種目別部会代表者様

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
埼玉県スポーツ少年団
本部長 尾崎 豊
(公印省略)

緊急事態宣言期間延長におけるスポーツ少年団活動について (依頼)

日頃より、本県スポーツ少年団の諸事業に対しましてご協力いただき、ありがとうございます。

9月10日に埼玉県より緊急事態宣言の延長に関する要請が発出されたことを受け、8月17日付で県本部よりご依頼しておりますスポーツ少年団活動に関する制限・自粛の要請につきましても別紙のとおり、内容を一部変更して9月30日まで延長といたします。

つきましては、貴市町村本部役員の皆様をはじめ、各单位団代表者・指導者・運営スタッフ・保護者の方々等、関係各位に改めてご周知いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
埼玉県スポーツ少年団 担当：高橋・小林
Tel：048-779-5895 FAX：048-774-5550
Mail：saitamaken@japan-sports.or.jp

【活動に関する制限・自粛の要請内容】

1 期 間 緊急事態宣言期間中(9月30日迄)とする。

2 単位団活動

- (1) 感染予防対策を徹底しての活動。
- (2) 活動は2日/週までとし、1日の活動時間は1時間30分程度とする。
※ただし、準備等にかかる時間は含まない。
※土・日のみ活動をしている単位団も多いことから曜日の限定はしない。
- (3) 食事（昼食）を伴う活動はしない。
- (4) 2団以上での活動は行わない。（合同練習等）
- (5) 活動の実施に当たっては、保護者を含む母集団への理解を求め、不参加の団員がいる場合でも不利益を与えないような対応をとる。

3 練習試合・交流大会等

- (1) 練習試合は行わない。
- (2) 県種目別交流大会をはじめ、県本部主催事業の延期。
- (3) 各地域での開催方法の検討及び関係者への周知徹底。
※ただし、活動については所属市町村の状況や方針、各種目別競技団体のガイドラインを遵守した内容に合わせて検討すること。